

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 公 告

ページ

- 北九州市会計規則の一部を改正する規則【会計室】

4

◇ 告 示

- 指定管理者の指定の取消し【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】

6

- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】

7

- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】

8

- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】

9

- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】

11

- 道路の区域決定【建設局道路部管理課】

12

- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】

15

- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】

46

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】

56

- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】

57

- 指定居宅サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】

59

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】

60

◇ 公 告

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告（2件）【教育委員会事務局
学校支援部施設課】 6 3
- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 6 9
- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 7 0

◇ 上下水道局

- 特定調達契約の相手方の決定【上下水道局水道部浄水課】 7 1
- 特定調達契約の相手方の決定【上下水道局総務経営部営業課】 7 2

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市会計規則の一部を改正する規則

- 1 指定代理納付者に納入させる歳入に係る手数料の支払について、当該指定代理納付者が納付する収入金を繰り替えて使用することができるようにしました。
- 2 地方自治法の一部改正に伴い、指定代理納付者を指定納付受託者に改める等の規定の整備を行うことにしました。

この規則は、1については令和3年10月1日から、2については令和4年1月4日から施行することにしました。

北九州市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第44号

北九州市会計規則の一部を改正する規則

第1条 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項中「の指定代理納付者」を「に規定する指定代理納付者」に改め、「次項」の次に「及び第61条第1項第2号」を加える。

第61条第1項中「第40条に規定する歳入の徴収又は収納の委託手数料」を「次の各号に掲げる手数料の支払」に、「委託により徴収又は収納した」を「各号に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 第40条に規定する歳入の徴収又は収納の事務の委託に係る手数料 当該委託により徴収し、又は収納した収入金
- (2) 指定代理納付者に納付させる歳入に係る手数料 当該指定代理納付者が納付する収入金

第2条 北九州市会計規則の一部を次のように改正する。

第24条の3の見出しを「（指定納付受託者の指定に係る協議）」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、「次項及び」を削り、同条第2項を削る。

第61条第1項第2号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定 令和3年10月1日
- (3) 第2条及び付則第3項の規定 令和4年1月4日

（経過措置）

2 局区長は、前項第3号に掲げる規定の施行の前日に、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第19条第1項の規定により改正法第6条の規定による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者

を指定しようとするときは、第 2 条の規定による改正後の北九州市会計規則第 2 4 条の 3 第 1 項の規定の例により会計管理者に協議しなければならない。

- 3 改正法附則第 1 9 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第 6 条の規定による改正前の地方自治法第 2 3 1 条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者に対する第 6 1 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、令和 5 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。

北九州市告示第 3 2 5 - 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により、指定管理者の指定（平成 3 0 年北九州市告示第 5 0 8 号）により告示した北九州市旧古河鋳業若松ビルの指定管理者の指定を取り消したので、次のとおり告示する。

令和 3 年 9 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定した者		指定した期間	取消し年月日
名称	所在地		
中央興産株式会社	北九州市若松区 浜町一丁目 1 9 番 9 号	平成 3 1 年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月 3 1 日まで	令和 3 年 9 月 9 日

北九州市告示第 3 2 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1 9 9	1 9 9 号	前	北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 1 0 地先から 北九州市八幡西区美吉野町 1 1 6 7 番 7 地先まで	5.3 ～ 85.5	46,839.0
		後	北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 1 0 地先から 北九州市八幡西区美吉野町 1 1 6 7 番 7 地先まで	5.3 ～ 85.5	46,838.5
2 0 0	2 0 0 号	前	北九州市八幡西区筒井町 3 番 1 地先から 北九州市八幡西区大字野面 2 6 9 番 3 地先まで	10.6 ～ 51.3	14,609.5
		後	北九州市八幡西区筒井町 3 番 1 地先から 北九州市八幡西区大字野面 2 6 9 番 3 地先まで	10.6 ～ 51.3	14,609.7

北九州市告示第 3 2 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 3 年 9 月 1 7 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1 9 9	1 9 9 号	北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 1 0 地先から 北九州市八幡西区美吉野町 1 1 6 7 番 7 地先まで
2 0 0	2 0 0 号	北九州市八幡西区筒井町 3 番 1 地先から 北九州市八幡西区大字野面 2 6 9 番 3 地先まで

北九州市告示第 3 2 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 7 1	下 到 津 戸 畑 線	前	北九州市小倉北区下 到津四丁目 6 7 番地先 から 北九州市戸畑区旭町 1 6 4 番地先まで	17.0 ～ 51.6	4, 105.0
		後	北九州市小倉北区下 到津四丁目 6 7 番地先 から 北九州市戸畑区旭町 1 6 4 番地先まで	17.0 ～ 51.6	4, 104.1
2 1 6	八 幡 停 車 場 線	前	北九州市八幡東区西本町三 丁目 3 番 1 地先から 北九州市八幡東区西本町三 丁目 7 番 6 地先まで	17.0 ～ 50.0	176.7
		後	北九州市八幡東区西本町三 丁目 3 番 1 地先から 北九州市八幡東区西本町三 丁目 7 番 6 地先まで	17.0 ～ 50.0	176.7
2 7 3	築地 汐 入 線	前	北九州市八幡西区屋敷二丁 目 3 4 番 1 地先から 北九州市八幡西区藤田三丁 目 1 2 6 番地先まで	8.0 ～ 23.6	1, 026.0

	後	北九州市八幡西区屋敷二丁目 3 4 番 1 地先から 北九州市八幡西区藤田二丁目 2 1 8 番 2 地先まで	17.6 ～ 36.6	1,023.4
--	---	--	-------------------	---------

北九州市告示第 330 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 3 年 9 月 17 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
271	下到津戸畑線	北九州市小倉北区下到津四丁目 67 番地先から 北九州市戸畑区旭町 164 番地先まで
216	八幡停車場線	北九州市八幡東区西本町三丁目 3 番 1 地先から 北九州市八幡東区西本町三丁目 7 番 6 地先まで
273	築地汐入線	北九州市八幡西区屋敷二丁目 34 番 1 地先から 北九州市八幡西区藤田二丁目 218 番 2 地先まで

北九州市告示第 3 3 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 7 9 2	津田新町 1 9 号線	小倉南区津田新町一丁目 1 0 0 4 番 1 3 地先から 小倉南区津田新町一丁目津田新町一丁目無名橋まで	4.8 ～ 6.3	175.8
4 0 9 2	湯川新町 6 4 号線	小倉南区湯川新町四丁目 9 0 3 番 1 6 地先から 小倉南区湯川新町四丁目 9 3 4 番 1 3 地先まで	4.6 ～ 7.3	147.2
5 7 1 1	湯川 6 2 号線	小倉南区湯川二丁目 1 1 4 番 7 地先から 小倉南区湯川二丁目 1 1 4 番 1 地先まで	3.4 ～ 4.9	89.0
6 0 4 5	曾根 2 2 5 号線	小倉南区曾根北町 2 9 3 7 番 7 地先から 小倉南区中曾根東五丁目 3 7 5 4 番 1 地先まで	16.0	370.3
6 0 7 2	新曾根 曾根 1 号線	小倉南区新曾根 4 3 4 2 番 4 地先から 小倉南区大字曾根 4 3 6 0 番 4 地先まで	12.0 ～ 13.3	150.8
6 0 7 8	中曾根	小倉南区中曾根東四丁目 1 8	12.0	130.5

	東14 号線	64番1地先から 小倉南区中曾根東四丁目18 44番1地先まで	～ 16.0	
6382	長尾6 1号線	小倉南区長尾二丁目317番 5地先から 小倉南区長尾二丁目317番 15地先まで	4.0	25.2
2112	荒生田 8号線	八幡東区荒生田一丁目120 2番5地先から 八幡東区荒生田一丁目120 2番13地先まで	3.9 ～ 4.5	46.8
655	楠橋南 楠橋上 方1号 線	八幡西区楠橋南一丁目157 番3地先から 八幡西区楠橋東一丁目982 番1地先まで	16.7 ～ 48.9	1,468.8
7018	上上津 役15 1号線	八幡西区上上津役三丁目13 94番28地先から 八幡西区上上津役三丁目13 94番33地先まで	5.0	70.3
7089	楠橋東 2号線	八幡西区楠橋東一丁目102 6番1地先から 八幡西区楠橋東一丁目102 4番1地先まで	4.8 ～ 5.0	40.2
7091	楠橋南 4号線	八幡西区楠橋南一丁目179 番24地先から 八幡西区楠橋南一丁目179 番8地先まで	3.6 ～ 4.1	83.9
7092	馬場山 緑7号 線	八幡西区馬場山緑812番1 0地先から 八幡西区馬場山緑812番1 7地先まで	5.0 ～ 5.1	30.7
7093	馬場山	八幡西区馬場山緑866番6	3.5	134.6

	緑 8 号 線	地先から 八幡西区馬場山緑 8 8 1 番 9 地先まで	～ 21.7	
--	------------	------------------------------------	-----------	--

北九州市告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2455	西新町 13号 線	前	門司区西新町二丁目6番7 地先から 門司区西新町二丁目15番 13地先まで	6.0 ～ 15.0	260.1
		後	門司区西新町二丁目6番7 地先から 門司区西新町二丁目15番 13地先まで	5.8 ～ 15.0	259.1
2844	柳町1 0号線	前	門司区柳町三丁目14番5 地先から 門司区柳町三丁目15番1 7地先まで	2.3 ～ 4.0	128.3
		後	門司区柳町三丁目14番5 地先から 門司区柳町三丁目15番1 7地先まで	2.3 ～ 4.0	128.1
2869	柳町3 5号線	前	門司区柳町三丁目15番1 7地先から 門司区柳町三丁目10番7 地先まで	2.2 ～ 4.3	190.9

		後	門司区柳町三丁目15番1 7地先から 門司区柳町三丁目10番7 地先まで	2.4 ～ 4.3	191.1
3069	西新町 24号 線	前	門司区西新町二丁目15番 13地先から 門司区西新町二丁目15番 24地先まで	1.9 ～ 6.0	113.1
		後	門司区西新町二丁目15番 20地先から 門司区西新町二丁目15番 24地先まで	1.9 ～ 6.3	112.8
504	大門金 田1号 線	前	小倉北区大門一丁目362 番1地先から 小倉北区田町91番地先ま で	23.0 ～ 28.0	894.4
		後	小倉北区大門一丁目362 番1地先から 小倉北区田町91番地先ま で	23.0 ～ 28.0	894.8
538	中井井 堀1号 線	前	小倉北区中井二丁目109 番5地先から 小倉北区井堀二丁目5番5 地先まで	14.5 ～ 15.4	738.3
		後	小倉北区中井二丁目109 番5地先から 小倉北区井堀二丁目5番5 地先まで	14.5 ～ 15.4	738.7
539	井堀1 号線	前	小倉北区井堀三丁目3番3 地先から 小倉北区井堀四丁目7番1 2地先まで	14.3 ～ 16.6	733.5

		後	小倉北区井堀一丁目202番5地先から 小倉北区井堀四丁目7番12地先まで	14.3 ～ 16.6	733.9
540	中井1号線	前	小倉北区中井五丁目17番9地先から 小倉北区中井五丁目19番1地先まで	17.9 ～ 21.0	316.0
		後	小倉北区中井五丁目17番9地先から 小倉北区中井五丁目19番1地先まで	17.8 ～ 21.0	315.7
541	井堀2号線	前	小倉北区井堀三丁目10番1地先から 小倉北区井堀四丁目7番12地先まで	17.1 ～ 22.2	628.3
		後	小倉北区井堀四丁目8番11地先から 小倉北区井堀三丁目10番1地先まで	17.1 ～ 22.2	628.4
701	赤坂上富野1号線	前	小倉北区赤坂四丁目359番5地先から 小倉北区上富野五丁目104番1地先まで	5.4 ～ 12.8	1,116.2
		後	小倉北区赤坂四丁目359番22地先から 小倉北区上富野五丁目104番1地先まで	5.8 ～ 12.8	1,116.4
741	中井井堀2号線	前	小倉北区中井三丁目1番1地先から 小倉北区井堀三丁目36番12地先まで	10.7 ～ 11.2	1,188.0

		後	小倉北区中井三丁目1番1地先から 小倉北区井堀三丁目36番12地先まで	10.7 ～ 11.2	1,187.8
742	高峰町 板櫃町 1号線	前	小倉北区高峰町11番1地先から 小倉北区板櫃町31番7地先まで	9.6 ～ 9.9	973.0
		後	小倉北区高峰町11番1地先から 小倉北区板櫃町31番13地先まで	9.6 ～ 9.9	972.7
1116	赤坂2 8号線	前	小倉北区赤坂四丁目1760番49地先から 門司区西新町二丁目24番1地先まで	4.7 ～ 13.7	337.3
		後	小倉北区赤坂四丁目1760番65地先から 小倉北区赤坂四丁目1760番111地先まで	4.7 ～ 6.5	336.3
1215	井堀5 号線	前	小倉北区井堀三丁目10番10地先から 小倉北区井堀三丁目24番7地先まで	4.0 ～ 4.1	221.4
		後	小倉北区井堀三丁目10番10地先から 小倉北区井堀三丁目24番7地先まで	4.0 ～ 4.4	221.3
1216	井堀6 号線	前	小倉北区井堀五丁目9番1地先から 小倉北区井堀三丁目24番13地先まで	5.9 ～ 6.1	205.3

		後	小倉北区井堀三丁目9番1 地先から 小倉北区井堀三丁目24番 13地先まで	5.9 ～ 6.1	205.7
1225	井堀1 5号線	前	小倉北区井堀三丁目2番1 地先から 小倉北区井堀三丁目1番1 2地先まで	5.9 ～ 6.5	149.2
		後	小倉北区井堀三丁目2番1 地先から 小倉北区井堀三丁目1番1 2地先まで	6.0 ～ 6.2	148.9
1226	井堀1 6号線	前	小倉北区井堀三丁目7番1 地先から 小倉北区井堀三丁目13番 8地先まで	5.9 ～ 6.0	193.4
		後	小倉北区井堀三丁目7番1 地先から 小倉北区井堀三丁目13番 8地先まで	5.9 ～ 6.0	193.3
1227	井堀1 7号線	前	小倉北区井堀三丁目5番1 地先から 小倉北区井堀三丁目4番1 3地先まで	5.6 ～ 6.1	154.3
		後	小倉北区井堀三丁目5番1 1地先から 小倉北区井堀三丁目4番1 3地先まで	5.6 ～ 6.1	154.5
1231	井堀2 1号線	前	小倉北区井堀一丁目202 番1地先から 小倉北区井堀四丁目11番 5地先まで	3.8 ～ 6.2	755.4

		後	小倉北区井堀一丁目202番1地先から 小倉北区井堀四丁目11番5地先まで	3.8 ～ 6.2	755.0
1252	井堀4 2号線	前	小倉北区井堀二丁目2番1地先から 小倉北区井堀二丁目13番1地先まで	5.6 ～ 6.8	283.3
		後	小倉北区井堀二丁目2番1地先から 小倉北区井堀二丁目13番1地先まで	5.6 ～ 6.6	282.7
1253	井堀4 3号線	前	小倉北区井堀二丁目11番1地先から 小倉北区井堀二丁目13番11地先まで	5.8 ～ 5.9	291.4
		後	小倉北区井堀二丁目11番1地先から 小倉北区井堀二丁目13番11地先まで	5.6 ～ 5.9	291.4
1255	井堀4 5号線	前	小倉北区井堀二丁目3番4地先から 小倉北区井堀二丁目4番6地先まで	3.7 ～ 5.8	130.7
		後	小倉北区井堀二丁目3番4地先から 小倉北区井堀二丁目4番6地先まで	3.7 ～ 5.8	130.9
1257	井堀4 7号線	前	小倉北区井堀二丁目4番2地先から 小倉北区井堀二丁目7番14地先まで	3.6 ～ 4.0	67.3

		後	小倉北区井堀二丁目4番2 地先から 小倉北区井堀二丁目7番1 4地先まで	3.6 ～ 4.0	67.1
1258	井堀4 8号線	前	小倉北区井堀二丁目2番4 地先から 小倉北区井堀二丁目3番6 地先まで	4.8 ～ 7.0	74.1
		後	小倉北区井堀二丁目2番4 地先から 小倉北区井堀二丁目3番6 地先まで	6.4 ～ 6.6	75.4
1259	井堀4 9号線	前	小倉北区井堀二丁目1番1 9地先から 小倉北区井堀二丁目3番6 地先まで	3.7 ～ 5.7	34.7
		後	小倉北区井堀二丁目1番3 1地先から 小倉北区井堀二丁目3番6 地先まで	4.1 ～ 5.5	34.6
1278	板櫃町 8号線	前	小倉北区板櫃町1386番 4地先から 小倉北区板櫃町3番2地先 まで	2.4 ～ 7.3	867.7
		後	小倉北区板櫃町3番2地先 から 小倉北区板櫃町1386番 4地先まで	2.4 ～ 7.3	868.0
1997	皿山町 1号線	前	小倉北区皿山町2571番 4地先から 小倉北区皿山町1946番 地先まで	2.0 ～ 8.7	221.0

		後	小倉北区皿山町 2 5 7 1 番 4 地先から 小倉北区皿山町 1 9 4 6 番 地先まで	3.0 ～ 8.9	221.2
2 0 6 5	下 到 津 1 0 号 線	前	小倉北区下 到 津 二 丁 目 2 番 1 地先から 小倉北区下 到 津 三 丁 目 1 2 0 7 番 5 地先まで	1.9 ～ 9.4	267.4
		後	小倉北区下 到 津 二 丁 目 2 番 1 地先から 小倉北区下 到 津 三 丁 目 1 2 0 7 番 5 地先まで	1.9 ～ 9.4	267.9
2 0 8 6	下 到 津 3 1 号 線	前	小倉北区下 到 津 四 丁 目 3 4 番 2 地先から 小倉北区下 到 津 四 丁 目 7 7 番 2 地先まで	4.4 ～ 19.5	796.4
		後	小倉北区下 到 津 四 丁 目 3 4 番 2 地先から 小倉北区下 到 津 四 丁 目 7 7 番 2 地先まで	4.4 ～ 19.5	796.7
2 0 9 1	下 到 津 3 6 号 線	前	小倉北区下 到 津 二 丁 目 4 番 1 地先から 小倉北区下 到 津 二 丁 目 1 2 4 9 番 3 0 地先まで	2.9 ～ 3.6	78.8
		後	小倉北区下 到 津 二 丁 目 4 番 1 地先から 小倉北区下 到 津 二 丁 目 1 2 4 9 番 3 0 地先まで	2.9 ～ 3.6	78.6
2 0 9 2	下 到 津 3 7 号 線	前	小倉北区下 到 津 二 丁 目 3 番 1 地先から 小倉北区下 到 津 二 丁 目 2 番 4 地先まで	2.6 ～ 3.9	27.7

		後	小倉北区下到津二丁目 3 番 1 地先から 小倉北区下到津二丁目 2 番 4 地先まで	2.6 ～ 4.3	28.1
2097	下到津 42号 線	前	小倉北区下到津二丁目 1 2 番 1 地先から 小倉北区下到津二丁目 4 番 2 地先まで	3.0 ～ 10.1	421.8
		後	小倉北区下到津二丁目 1 2 番 1 地先から 小倉北区下到津二丁目 4 番 2 地先まで	3.0 ～ 7.6	421.8
2332	白萩町 4号線	前	小倉北区白萩町 4 番 5 地先 から 小倉北区白萩町 1 番 3 地先 まで	4.0 ～ 6.9	379.7
		後	小倉北区白萩町 4 番 5 地先 から 小倉北区白萩町 1 番 3 地先 まで	4.0 ～ 6.1	379.9
2485	田町 7 号線	前	小倉北区田町 1 番 20 地先 から 小倉北区田町 101 番 8 地 先まで	3.8 ～ 6.1	195.2
		後	小倉北区田町 1 番 20 地先 から 小倉北区田町 101 番 8 地 先まで	3.4 ～ 6.1	195.5
2566	中井 3 号線	前	小倉北区中井三丁目 7 番 1 6 地先から 小倉北区中井五丁目 18 番 5 地先まで	4.9 ～ 10.6	907.9

		後	小倉北区中井三丁目7番1 6地先から 小倉北区中井五丁目18番 5地先まで	4.9 ～ 10.6	908.0
2568	中井5 号線	前	小倉北区中井四丁目10番 8地先から 小倉北区中井四丁目19番 1地先まで	6.0 ～ 7.5	524.5
		後	小倉北区中井四丁目10番 8地先から 小倉北区中井四丁目19番 1地先まで	6.0 ～ 7.5	523.6
2588	中井2 5号線	前	小倉北区中井五丁目15番 14地先から 小倉北区中井五丁目6番3 地先まで	5.9 ～ 7.1	379.8
		後	小倉北区中井五丁目15番 14地先から 小倉北区中井五丁目6番3 地先まで	5.9 ～ 7.1	379.2
2590	中井2 7号線	前	小倉北区中井四丁目9番1 1地先から 小倉北区中井四丁目7番1 地先まで	6.0 ～ 7.1	265.5
		後	小倉北区中井四丁目9番1 0地先から 小倉北区中井四丁目7番1 地先まで	5.9 ～ 7.1	265.2
2599	中井3 6号線	前	小倉北区中井三丁目5番1 地先から 小倉北区中井三丁目14番 15地先まで	5.8 ～ 6.2	830.7

		後	小倉北区中井三丁目5番1 地先から 小倉北区中井五丁目14番 15地先まで	5.8 ～ 6.2	830.5
3070	井堀6 2号線	前	小倉北区井堀一丁目201 番1地先から 小倉北区井堀一丁目131 8番6地先まで	6.0 ～ 7.0	61.0
		後	小倉北区井堀一丁目201 番2地先から 小倉北区井堀一丁目131 8番6地先まで	5.7 ～ 6.7	61.3
3113	皿山町 21号 線	前	小倉北区皿山町83番地先 から 小倉北区皿山町102番地 先まで	5.0 ～ 5.2	158.8
		後	小倉北区皿山町83番地先 から 小倉北区皿山町102番地 先まで	5.0 ～ 5.3	159.6
535	湯川飛 行場線	前	小倉南区湯川五丁目863 番5地先から 小倉南区大字曾根3326 番3地先まで	29.9 ～ 60.5	4,369.7
		後	小倉南区湯川五丁目863 番5地先から 小倉南区中曾根東四丁目1 864番1地先まで	29.9 ～ 36.8	4,389.4
707	曾根下 曾根1 号線	前	小倉南区下曾根二丁目38 33番地先から 小倉南区大字曾根3326 番1地先まで	5.0 ～ 28.7	2,503.9

		後	小倉南区下曾根二丁目 3 8 3 3 番地先から 小倉南区大字曾根 3 3 2 6 番 1 地先まで	5.0 ～ 28.7	2,503.9
2 1 6 8	下曾根 2 0 号 線	前	小倉南区下曾根一丁目 2 3 4 8 番 1 地先から 小倉南区下曾根一丁目 2 3 1 9 番 1 地先まで	1.0 ～ 3.1	163.0
		後	小倉南区下曾根一丁目 2 3 4 8 番 8 地先から 小倉南区下曾根一丁目 2 3 1 9 番 1 地先まで	1.0 ～ 5.1	162.8
2 1 6 9	下曾根 2 1 号 線	前	小倉南区下曾根一丁目 2 3 2 5 番 2 地先から 小倉南区下曾根一丁目 2 3 3 8 番 2 地先まで	2.5 ～ 3.1	128.6
		後	小倉南区下曾根一丁目 2 3 2 5 番 2 地先から 小倉南区下曾根一丁目 2 3 3 8 番 2 地先まで	2.5 ～ 3.1	128.6
2 4 4 9	曾根 8 3 号線	前	小倉南区中曾根東四丁目 1 6 6 8 番 1 8 地先から 小倉南区中曾根東三丁目 1 6 6 3 番 2 地先まで	1.8 ～ 6.6	570.0
		後	小倉南区中曾根東四丁目 1 6 6 8 番 1 8 地先から 小倉南区中曾根東三丁目 1 6 6 3 番 2 地先まで	1.8 ～ 6.6	568.6
2 4 5 3	曾根 8 7 号線	前	小倉南区中曾根東二丁目 1 9 6 2 番 3 地先から 小倉南区大字曾根 1 6 9 9 番地先まで	2.7 ～ 6.9	1,140.8

		後	小倉南区中曽根東二丁目1 962番3地先から 小倉南区大字曽根1699 番地先まで	2.5 ～ 6.9	1,140.7
2460	曽根9 4号線	前	小倉南区大字曽根1876 番地先から 小倉南区中曽根新町186 5番1地先まで	1.0 ～ 1.4	123.2
		後	小倉南区大字曽根1876 番地先から 小倉南区中曽根東四丁目1 865番1地先まで	0.7 ～ 1.4	123.7
2461	曽根9 5号線	前	小倉南区大字曽根1843 番2地先から 小倉南区大字曽根1850 番地先まで	0.7 ～ 2.5	152.2
		後	小倉南区大字曽根1843 番2地先から 小倉南区大字曽根1850 番地先まで	0.7 ～ 1.1	152.3
2463	曽根9 7号線	前	小倉南区大字曽根1857 番地先から 小倉南区中曽根東四丁目1 676番8地先まで	3.0 ～ 9.8	128.7
		後	小倉南区大字曽根1857 番地先から 小倉南区中曽根東四丁目1 676番1地先まで	2.7 ～ 9.6	127.8
2498	曽根1 32号 線	前	小倉南区大字曽根364番 1地先から 小倉南区大字曽根396番 2地先まで	2.0 ～ 5.1	174.3

		後	小倉南区大字曾根 3 6 4 番 1 地先から 小倉南区上曾根二丁目 3 9 6 番 3 地先まで	2.0 ～ 5.1	174.3
2 6 3 7	田原 1 号線	前	小倉南区田原二丁目 1 7 1 番 1 地先から 小倉南区田原二丁目 3 0 番 1 地先まで	1.9 ～ 6.1	119.3
		後	小倉南区田原二丁目 1 7 1 番 1 地先から 小倉南区田原二丁目 3 0 番 1 地先まで	1.8 ～ 6.1	119.6
2 7 7 8	津田新 町 5 号 線	前	小倉南区津田新町一丁目 1 0 0 4 番 5 地先から 小倉南区津田新町二丁目 9 4 0 番 1 地先まで	1.0 ～ 2.3	189.1
		後	小倉南区津田新町一丁目 1 0 0 4 番 5 地先から 小倉南区津田新町一丁目 1 0 1 2 番 1 地先まで	1.0 ～ 3.1	190.3
2 7 9 2	津田新 町 1 9 号線	前	小倉南区津田新町一丁目 1 0 0 4 番 1 3 地先から 小倉南区津田新町一丁目 1 0 0 7 番 5 地先まで	6.1 ～ 6.2	131.6
		後	小倉南区津田新町一丁目 1 0 0 4 番 1 3 地先から 小倉南区津田新町一丁目津 田新町一丁目無名橋まで	4.8 ～ 6.3	175.8
2 9 5 8	長尾 2 1 号線	前	小倉南区長尾二丁目 3 1 4 番 1 3 地先から 小倉南区長尾二丁目 3 1 8 番 2 1 地先まで	6.0 ～ 11.4	136.8

		後	小倉南区長尾二丁目314 番13地先から 小倉南区長尾二丁目318 番21地先まで	6.0 ～ 7.0	136.9
4002	湯川2 5号線	前	小倉南区湯川三丁目241 番8地先から 小倉南区湯川二丁目114 番8地先まで	5.9 ～ 6.3	80.5
		後	小倉南区湯川三丁目241 番8地先から 小倉南区湯川二丁目114 番8地先まで	5.9 ～ 6.5	75.8
4005	湯川2 8号線	前	小倉南区湯川二丁目83番 1地先から 小倉南区湯川二丁目115 番26地先まで	1.0 ～ 8.5	713.6
		後	小倉南区湯川二丁目83番 1地先から 小倉南区湯川二丁目115 番26地先まで	1.0 ～ 8.5	713.6
4031	湯川新 町3号 線	前	小倉南区湯川新町四丁目8 54番1地先から 小倉南区上葛原二丁目94 9番2地先まで	1.8 ～ 7.5	455.6
		後	小倉南区湯川新町四丁目8 54番1地先から 小倉南区上葛原二丁目94 9番2地先まで	1.8 ～ 7.5	455.2
4091	湯川新 町63 号線	前	小倉南区湯川新町四丁目9 02番13地先から 小倉南区湯川新町四丁目9 01番19地先まで	5.5 ～ 8.2	124.5

		後	小倉南区湯川新町四丁目9 02番13地先から 小倉南区湯川新町四丁目9 01番19地先まで	5.5 ～ 6.1	124.9
4092	湯川新 町64 号線	前	小倉南区湯川新町四丁目9 03番16地先から 小倉南区湯川新町四丁目9 34番地先まで	4.4 ～ 8.7	95.5
		後	小倉南区湯川新町四丁目9 03番16地先から 小倉南区湯川新町四丁目9 34番13地先まで	4.6 ～ 7.3	147.2
4677	南若園 横代北 町1号 線	前	小倉南区南若園町219番 1地先から 小倉南区横代北町二丁目8 96番3地先まで	24.0 ～ 56.2	1,468.1
		後	小倉南区南若園町219番 1地先から 小倉南区横代北町二丁目8 96番3地先まで	24.0 ～ 41.4	1,467.8
5619	湯川6 0号線	前	小倉南区大字湯川934番 18地先から 小倉南区大字湯川934番 19地先まで	6.0	66.4
		後	小倉南区湯川新町四丁目9 34番18地先から 小倉南区湯川新町四丁目9 34番19地先まで	6.0	68.0
5620	湯川6 1号線	前	小倉南区大字湯川934番 25地先から 小倉南区大字湯川934番 34地先まで	6.0	120.0

		後	小倉南区湯川新町四丁目9 34番33地先から 小倉南区湯川新町四丁目9 34番34地先まで	6.0	119.2
5819	中曽根 東7号 線	前	小倉南区中曽根新町147 1番1地先から 小倉南区中曽根東四丁目1 675番1地先まで	21.8 ～ 36.0	884.6
		後	小倉南区中曽根新町147 1番1地先から 小倉南区中曽根東四丁目1 859番1地先まで	21.8 ～ 36.0	889.9
6149	津田新 町56 号線	前	小倉南区津田新町二丁目9 38番38地先から 小倉南区津田新町二丁目9 45番9地先まで	5.9 ～ 9.5	113.5
		後	小倉南区津田新町二丁目9 38番38地先から 小倉南区津田新町二丁目9 45番9地先まで	5.7 ～ 6.6	112.4
728	藤ノ木 1号線	前	若松区藤ノ木二丁目112 5番5地先から 若松区藤ノ木三丁目150 0番3地先まで	4.1 ～ 21.2	434.4
		後	若松区藤ノ木二丁目192 6番9地先から 若松区藤ノ木三丁目150 0番3地先まで	5.6 ～ 20.8	434.9
2891	藤ノ木 9号線	前	若松区藤ノ木二丁目192 6番1地先から 若松区藤ノ木二丁目822 番3地先まで	3.6 ～ 8.7	395.8

		後	若松区藤ノ木二丁目192 6番9地先から 若松区藤ノ木二丁目822 番3地先まで	3.6 ～ 8.7	403.1
2893	藤ノ木 11号 線	前	若松区赤島町1番15地先 から 若松区藤ノ木二丁目112 5番5地先まで	4.9 ～ 8.6	94.4
		後	若松区赤島町1番15地先 から 若松区藤ノ木二丁目112 5番5地先まで	4.9 ～ 5.6	94.3
2894	藤ノ木 12号 線	前	若松区藤ノ木二丁目192 7番10地先から 若松区藤ノ木二丁目192 7番18地先まで	5.4 ～ 9.0	256.5
		後	若松区藤ノ木二丁目192 7番10地先から 若松区藤ノ木二丁目192 7番18地先まで	5.3 ～ 9.0	251.5
505	神山町 花尾町 1号線	前	八幡東区神山町1432番 26地先から 八幡東区花尾町102番2 6地先まで	5.8 ～ 19.9	2,260.9
		後	八幡東区神山町1432番 26地先から 八幡東区花尾町102番2 6地先まで	7.0 ～ 13.5	2,260.9
1057	祝町6 号線	前	八幡東区祝町二丁目121 8番5地先から 八幡東区祝町二丁目118 4番13地先まで	7.0 ～ 10.8	288.5

		後	八幡東区祝町二丁目121 8番5地先から 八幡東区祝町二丁目118 4番13地先まで	7.0 ～ 10.8	288.2
1521	西台良 町8号 線	前	八幡東区西台良町131番 6地先から 八幡東区西台良町132番 9地先まで	2.8 ～ 7.0	109.3
		後	八幡東区西台良町131番 6地先から 八幡東区西台良町132番 9地先まで	2.9 ～ 4.6	109.5
1629	東山1 号線	前	八幡東区東山二丁目113 5番5地先から 八幡東区東山一丁目222 8番地先まで	7.2 ～ 16.5	327.7
		後	八幡東区東山二丁目113 5番5地先から 八幡東区東山一丁目222 8番地先まで	7.2 ～ 16.5	327.7
655	楠橋南 楠橋上 方1号 線	前	八幡西区馬場山緑870番 2地先から 八幡西区楠橋東一丁目98 2番1地先まで	16.7 ～ 49.0	751.7
		後	八幡西区楠橋南一丁目15 7番3地先から 八幡西区楠橋東一丁目98 2番1地先まで	16.7 ～ 48.9	1,468.8
723	町上津 役東上 上津役 1号線	前	八幡西区町上津役東一丁目 1394番1地先から 八幡西区上上津役四丁目1 061番1地先まで	7.6 ～ 20.0	631.5

		後	八幡西区町上津役東一丁目 1 3 9 4 番 1 地先から 八幡西区上上津役四丁目 1 0 6 1 番 1 地先まで	7.6 ～ 20.0	631.0
7 3 2	楠橋 1 1 号線	前	八幡西区大字楠橋 9 7 5 番 1 地先から 八幡西区大字楠橋 7 4 7 番 1 地先まで	6.4 ～ 15.4	427.2
		後	八幡西区楠橋東二丁目 9 7 5 番 1 地先から 八幡西区大字楠橋 7 4 7 番 1 地先まで	6.4 ～ 15.4	445.4
7 6 6	馬場山 楠橋 1 号線	前	八幡西区大字馬場山 8 6 6 番 1 地先から 八幡西区大字楠橋 4 4 3 番 3 地先まで	6.2 ～ 14.4	933.6
		後	八幡西区馬場山緑 8 6 6 番 1 地先から 八幡西区大字楠橋 4 4 3 番 3 地先まで	6.2 ～ 14.4	923.0
7 6 7	馬場山 3 号線	前	八幡西区茶屋の原一丁目 2 7 7 番 3 地先から 八幡西区馬場山緑 8 6 5 番 3 地先まで	6.0 ～ 19.0	1,276.5
		後	八幡西区茶屋の原一丁目 2 7 7 番 3 地先から 八幡西区馬場山緑 8 6 5 番 3 地先まで	6.0 ～ 19.0	1,248.9
2 3 9 8	上上津 役 4 9 号線	前	八幡西区上上津役四丁目 1 3 9 4 番 7 地先から 八幡西区上上津役三丁目 1 3 9 4 番 1 地先まで	6.0 ～ 7.0	309.0

		後	八幡西区上上津役四丁目1 394番7地先から 八幡西区上上津役三丁目1 394番1地先まで	6.0 ～ 7.0	309.1
2399	上上津 役50 号線	前	八幡西区上上津役三丁目1 479番地先から 八幡西区上上津役三丁目1 459番地先まで	1.0 ～ 4.1	162.4
		後	八幡西区上上津役三丁目1 479番地先から 八幡西区上上津役三丁目1 394番32地先まで	1.0 ～ 5.6	162.2
2642	楠橋4 0号線	前	八幡西区大字楠橋1465 番1地先から 八幡西区大字楠橋1149 番2地先まで	1.3 ～ 8.0	515.0
		後	八幡西区大字楠橋1465 番1地先から 八幡西区楠橋東一丁目11 52番4地先まで	2.9 ～ 9.9	523.3
2645	楠橋4 3号線	前	八幡西区大字楠橋1121 番地先から 八幡西区大字楠橋1151 番1地先まで	3.1 ～ 8.8	178.2
		後	八幡西区大字楠橋1121 番地先から 八幡西区楠橋東一丁目11 52番4地先まで	3.1 ～ 8.8	147.7
2646	楠橋4 4号線	前	八幡西区大字楠橋1151 番1地先から 八幡西区大字楠橋1167 番1地先まで	1.5 ～ 3.1	38.9

		後	八幡西区楠橋東一丁目 1 1 5 2 番 4 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 1 5 6 番 4 地先まで	2.4 ～ 4.9	28.5
2 6 5 0	楠橋 4 8 号線	前	八幡西区大字楠橋 1 0 4 6 番 2 3 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 0 7 2 番 4 地先まで	2.0 ～ 3.6	117.2
		後	八幡西区大字楠橋 1 0 4 6 番 2 3 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 0 7 2 番 4 地先まで	1.9 ～ 4.8	117.0
2 6 5 2	楠橋 5 0 号線	前	八幡西区茶屋の原四丁目 1 0 3 0 番 2 0 地先から 八幡西区大字楠橋 1 0 4 2 番 4 地先まで	12.0 ～ 15.3	118.3
		後	八幡西区茶屋の原四丁目 1 0 3 0 番 1 2 地先から 八幡西区大字楠橋 1 0 4 2 番 4 地先まで	12.0 ～ 12.2	118.0
2 6 5 9	楠橋 5 7 号線	前	八幡西区楠橋東一丁目 8 9 9 番 1 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 0 2 3 番 6 地先まで	4.5 ～ 5.8	190.0
		後	八幡西区楠橋東一丁目 8 9 9 番 1 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 0 2 3 番 6 地先まで	4.5 ～ 5.8	189.3
2 6 6 1	楠橋 5 9 号線	前	八幡西区楠橋東一丁目 9 0 3 番 3 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 0 2 0 番 7 地先まで	4.4 ～ 17.0	200.8

		後	八幡西区楠橋東一丁目 9 0 3 番 3 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 0 2 0 番 7 地先まで	4.4 ～ 17.0	199.8
2 6 6 3	楠橋 6 1 号線	前	八幡西区楠橋東一丁目 8 7 8 番 1 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 0 2 0 番 2 1 地先まで	4.9 ～ 8.4	206.7
		後	八幡西区楠橋東一丁目 8 7 8 番 1 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 0 2 0 番 8 地先まで	4.9 ～ 8.4	207.4
2 6 7 8	楠橋 7 6 号線	前	八幡西区大字楠橋 1 8 3 番 1 0 地先から 八幡西区大字楠橋 1 9 5 番 2 地先まで	6.0 ～ 6.4	101.4
		後	八幡西区楠橋南一丁目 1 8 3 番 1 5 地先から 八幡西区大字楠橋 1 9 5 番 2 地先まで	6.0 ～ 6.4	89.7
2 6 7 9	楠橋 7 7 号線	前	八幡西区大字楠橋 1 8 0 番 2 地先から 八幡西区大字楠橋 1 7 9 番 5 地先まで	3.7 ～ 3.8	102.6
		後	八幡西区楠橋南一丁目 1 8 0 番 1 3 地先から 八幡西区大字楠橋 1 7 9 番 5 地先まで	3.7 ～ 3.8	90.6
2 6 9 9	楠橋 9 7 号線	前	八幡西区大字楠橋 1 3 7 5 番地先から 八幡西区大字楠橋 1 3 9 2 番 4 地先まで	2.4 ～ 4.6	155.3

		後	八幡西区大字楠橋 1 3 7 5 番地先から 八幡西区楠橋上方二丁目 1 3 9 2 番 4 地先まで	2.4 ～ 4.6	155.7
2 7 0 0	楠橋 9 8 号線	前	八幡西区大字楠橋 1 3 6 5 番地先から 八幡西区楠橋上方二丁目 1 3 4 8 番 1 地先まで	1.8 ～ 3.0	131.0
		後	八幡西区大字楠橋 1 3 6 5 番地先から 八幡西区楠橋上方二丁目 1 3 4 8 番 1 地先まで	1.8 ～ 3.0	131.0
2 7 0 2	楠橋 1 0 0 号 線	前	八幡西区楠橋上方二丁目 1 3 3 0 番 1 地先から 八幡西区楠橋上方二丁目 1 1 5 0 番 1 地先まで	4.6 ～ 8.0	192.8
		後	八幡西区楠橋上方二丁目 1 3 3 0 番 1 地先から 八幡西区楠橋上方二丁目 1 1 5 0 番 1 地先まで	3.2 ～ 8.0	194.7
2 7 0 4	楠橋 1 0 2 号 線	前	八幡西区大字楠橋 1 1 7 5 番 1 地先から 八幡西区大字楠橋 1 1 8 6 番地先まで	1.8 ～ 8.2	205.7
		後	八幡西区楠橋東二丁目 1 1 7 1 番 3 地先から 八幡西区大字楠橋 1 1 8 6 番地先まで	1.8 ～ 7.7	249.9
2 7 0 6	楠橋 1 0 4 号 線	前	八幡西区大字楠橋 1 1 7 1 番 3 地先から 八幡西区大字楠橋 6 4 7 番 1 地先まで	2.7 ～ 8.7	534.5

		後	八幡西区楠橋東二丁目 1 1 7 1 番 3 地先から 八幡西区大字楠橋 6 4 7 番 1 地先まで	3.2 ～ 8.7	538.4
3 5 8 7	田町 2 2 号線	前	八幡西区田町二丁目 2 4 7 7 番 2 地先から 八幡西区田町二丁目 1 4 7 1 番 3 地先まで	5.5 ～ 16.0	450.7
		後	八幡西区田町二丁目 2 1 9 0 番 1 地先から 八幡西区田町二丁目 1 4 7 1 番 3 地先まで	5.5 ～ 16.0	445.4
4 3 4 5	馬場山 東 2 3 号線	前	八幡西区馬場山東二丁目 4 4 1 番 1 地先から 八幡西区馬場山東二丁目 1 5 4 2 番 8 地先まで	3.1 ～ 15.5	578.5
		後	八幡西区馬場山東二丁目 4 4 1 番 1 地先から 八幡西区馬場山東二丁目 1 5 4 2 番 8 地先まで	3.1 ～ 15.5	578.0
4 3 5 0	馬場山 東 2 8 号線	前	八幡西区馬場山東三丁目 1 5 0 6 番 5 地先から 八幡西区馬場山東三丁目 1 5 0 6 番 8 地先まで	5.6 ～ 6.1	35.2
		後	八幡西区馬場山東三丁目 4 4 5 番 9 地先から 八幡西区馬場山東三丁目 1 5 0 6 番 6 地先まで	11.4 ～ 14.1	24.5
4 3 5 1	馬場山 東 2 9 号線	前	八幡西区馬場山東三丁目 1 5 0 6 番 3 地先から 八幡西区馬場山東三丁目 1 5 0 6 番 9 地先まで	4.1	41.6

		後	八幡西区馬場山東三丁目4 45番9地先から 八幡西区馬場山東三丁目1 506番6地先まで	10.3 ～ 14.1	30.4
4408	馬場山 44号 線	前	八幡西区大字馬場山856 番2地先から 八幡西区楠橋南一丁目18 7番1地先まで	2.1 ～ 7.2	564.1
		後	八幡西区大字馬場山856 番2地先から 八幡西区楠橋南一丁目18 7番1地先まで	2.1 ～ 7.2	563.9
4410	馬場山 46号 線	前	八幡西区大字馬場山834 番地先から 八幡西区大字馬場山814 番地先まで	4.2 ～ 11.8	293.1
		後	八幡西区大字馬場山834 番地先から 八幡西区大字馬場山814 番地先まで	4.2 ～ 11.8	293.7
4435	馬場山 71号 線	前	八幡西区大字馬場山138 3番13地先から 八幡西区大字馬場山139 4番1地先まで	10.2 ～ 12.8	76.4
		後	八幡西区大字馬場山138 3番13地先から 八幡西区茶屋の原四丁目1 394番1地先まで	10.2 ～ 12.8	76.8
4439	馬場山 75号 線	前	八幡西区大字馬場山115 4番30地先から 八幡西区馬場山緑881番 6地先まで	8.2 ～ 13.3	745.2

		後	八幡西区大字馬場山 1 1 5 4 番 3 0 地先から 八幡西区馬場山緑 8 8 1 番 1 4 地先まで	8.2 ～ 14.8	746.3
4 4 6 4	馬場山 1 0 0 号線	前	八幡西区大字馬場山 8 7 2 番 4 地先から 八幡西区馬場山緑 8 8 0 番 5 地先まで	4.0	190.4
		後	八幡西区大字馬場山 8 7 2 番 4 地先から 八幡西区馬場山緑 8 8 0 番 5 地先まで	4.0 ～ 5.1	190.1
4 7 1 9	藤田 1 6 号線	前	八幡西区藤田一丁目 4 0 7 番 2 地先から 八幡西区藤田二丁目 2 3 3 4 番 9 地先まで	7.4 ～ 8.9	109.7
		後	八幡西区藤田一丁目 4 0 7 番 2 地先から 八幡西区藤田二丁目 2 1 5 番 4 地先まで	7.3 ～ 8.1	103.5
4 7 2 1	藤田 1 8 号線	前	八幡西区藤田二丁目 1 1 9 番地先から 八幡西区藤田二丁目 2 3 6 番地先まで	3.1 ～ 4.2	72.4
		後	八幡西区藤田二丁目 1 1 9 番地先から 八幡西区藤田二丁目 2 1 5 番 4 地先まで	2.9 ～ 3.7	64.4
4 7 2 8	藤田 2 5 号線	前	八幡西区藤田三丁目 4 2 番 地先から 八幡西区藤田三丁目 1 2 6 番地先まで	3.0 ～ 12.1	190.7

		後	八幡西区藤田三丁目汐入跨道橋から 八幡西区藤田三丁目126番地先まで	3.0 ～ 3.5	193.7
4729	藤田2 6号線	前	八幡西区藤田二丁目213番1地先から 八幡西区藤田二丁目52番地先まで	8.5 ～ 11.2	68.9
		後	八幡西区藤田二丁目218番3地先から 八幡西区藤田二丁目215番4地先まで	5.0 ～ 9.5	58.6
4741	藤田3 8号線	前	八幡西区大字藤田2334番4地先から 八幡西区大字藤田469番3地先まで	4.2 ～ 12.5	948.8
		後	八幡西区黒崎城石2331番12地先から 八幡西区大字藤田469番3地先まで	4.2 ～ 12.5	920.0
4743	藤田4 0号線	前	八幡西区大字藤田2468番地先から 八幡西区大字藤田2334番4地先まで	9.1 ～ 10.4	92.7
		後	八幡西区田町二丁目2190番1地先から 八幡西区田町二丁目2055番1地先まで	9.5	82.6
4744	藤田4 1号線	前	八幡西区大字藤田2330番25地先から 八幡西区大字藤田2329番5地先まで	10.4 ～ 11.4	91.0

		後	八幡西区黒崎城石 2 3 3 0 番 2 2 地先から 八幡西区黒崎城石 2 2 8 2 番 2 地先まで	4.0 ～ 6.4	74.9
4 7 4 5	藤田 4 2 号線	前	八幡西区大字藤田 2 2 7 4 番 1 地先から 八幡西区大字藤田 2 3 0 3 番 7 地先まで	5.1 ～ 11.3	124.6
		後	八幡西区大字藤田 2 2 9 2 番 1 2 地先から 八幡西区大字藤田 2 3 0 3 番 7 地先まで	5.8 ～ 7.2	123.1
4 7 9 9	舟町 2 号線	前	八幡西区舟町 2 番 6 地先か ら 八幡西区舟町 4 番 1 地先ま で	5.0 ～ 7.5	103.3
		後	八幡西区舟町 2 番 6 地先か ら 八幡西区舟町 4 番 1 地先ま で	5.0 ～ 6.5	103.2
4 8 0 5	舟町 8 号線	前	八幡西区舟町 2 2 1 6 番 2 地先から 八幡西区舟町 2 2 2 6 番地 先まで	6.2 ～ 6.3	54.7
		後	八幡西区舟町 2 2 1 6 番 2 地先から 八幡西区舟町 2 2 2 6 番地 先まで	6.2 ～ 6.3	54.6
5 0 6 9	本城東 4 5 号 線	前	八幡西区本城東五丁目 4 7 9 番地先から 八幡西区本城東五丁目 4 6 8 番地先まで	0.9	152.4

		後	八幡西区本城東五丁目 4 7 9 番 2 地先から 八幡西区本城東五丁目 4 6 8 番地先まで	0.9 ～ 1.2	152.7
5 0 7 1	本城東 4 7 号 線	前	八幡西区本城東五丁目 4 7 2 番 1 地先から 八幡西区本城東五丁目 4 7 0 番地先まで	0.5 ～ 1.8	65.1
		後	八幡西区本城東五丁目 4 7 2 番 1 地先から 八幡西区本城東五丁目 4 7 0 番地先まで	0.5 ～ 1.8	65.3
5 5 2 4	本城東 6 4 号 線	前	八幡西区本城東五丁目 4 6 3 番 2 地先から 八幡西区本城東五丁目 1 2 番 1 0 7 地先まで	4.9 ～ 6.4	188.5
		後	八幡西区本城東五丁目 4 6 3 番 2 地先から 八幡西区本城東五丁目 1 2 番 1 0 7 地先まで	4.6 ～ 6.4	187.6
5 8 5 6	馬場山 東 5 0 号線	前	八幡西区馬場山東二丁目 4 8 7 番 4 地先から 八幡西区馬場山東二丁目 4 7 3 番 3 地先まで	3.9 ～ 5.0	76.3
		後	八幡西区馬場山東二丁目 4 8 7 番 4 地先から 八幡西区馬場山東二丁目 4 7 3 番 3 地先まで	3.9 ～ 4.1	76.2
6 5 5 7	黒崎城 石 1 号 線	前	八幡西区黒崎城石 2 2 8 2 番 2 地先から 八幡西区黒崎城石 2 2 8 0 番 1 地先まで	24.6 ～ 25.0	238.1

		後	八幡西区黒崎城石 2 2 8 2 番 2 地先から 八幡西区黒崎城石 2 2 8 0 番 1 地先まで	25.0	238.1
6 5 6 4	熊手田 町 1 号 線	前	八幡西区大字熊手 4 6 9 番 3 地先から 八幡西区田町一丁目 2 7 番 1 地先まで	9.6 ～ 16.8	1,434.2
		後	八幡西区大字熊手 4 6 9 番 3 地先から 八幡西区田町一丁目 2 7 番 1 地先まで	9.6 ～ 17.2	

北九州市告示第 3 3 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 3 年 9 月 1 7 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
2 4 5 5	西新町 1 3 号線	門司区西新町二丁目 6 番 7 地先から 門司区西新町二丁目 1 5 番 1 3 地先まで
2 8 4 4	柳町 1 0 号線	門司区柳町三丁目 1 4 番 5 地先から 門司区柳町三丁目 1 5 番 1 7 地先まで
2 8 6 9	柳町 3 5 号線	門司区柳町三丁目 1 5 番 1 7 地先から 門司区柳町三丁目 1 0 番 7 地先まで
3 0 6 9	西新町 2 4 号線	門司区西新町二丁目 1 5 番 2 0 地先から 門司区西新町二丁目 1 5 番 2 4 地先まで
5 0 4	大門金田 1 号線	小倉北区大門一丁目 3 6 2 番 1 地先から 小倉北区田町 9 1 番地先まで
5 3 8	中井井堀 1 号線	小倉北区中井二丁目 1 0 9 番 5 地先から 小倉北区井堀二丁目 5 番 5 地先まで
5 3 9	井堀 1 号 線	小倉北区井堀一丁目 2 0 2 番 5 地先から 小倉北区井堀四丁目 7 番 1 2 地先まで
5 4 0	中井 1 号 線	小倉北区中井五丁目 1 7 番 9 地先から 小倉北区中井五丁目 1 9 番 1 地先まで
5 4 1	井堀 2 号 線	小倉北区井堀四丁目 8 番 1 1 地先から 小倉北区井堀三丁目 1 0 番 1 地先まで
7 0 1	赤坂上富	小倉北区赤坂四丁目 3 5 9 番 2 2 地先から

	野 1 号線	小倉北区上富野五丁目 1 0 4 番 1 地先まで
7 4 1	中井井堀 2 号線	小倉北区中井三丁目 1 番 1 地先から 小倉北区井堀三丁目 3 6 番 1 2 地先まで
7 4 2	高峰町板 櫃町 1 号 線	小倉北区高峰町 1 1 番 1 地先から 小倉北区板櫃町 3 1 番 1 3 地先まで
1 1 1 6	赤坂 2 8 号線	小倉北区赤坂四丁目 1 7 6 0 番 6 5 地先から 小倉北区赤坂四丁目 1 7 6 0 番 1 1 1 地先まで
1 2 1 5	井堀 5 号 線	小倉北区井堀三丁目 1 0 番 1 0 地先から 小倉北区井堀三丁目 2 4 番 7 地先まで
1 2 1 6	井堀 6 号 線	小倉北区井堀三丁目 9 番 1 地先から 小倉北区井堀三丁目 2 4 番 1 3 地先まで
1 2 2 5	井堀 1 5 号線	小倉北区井堀三丁目 2 番 1 地先から 小倉北区井堀三丁目 1 番 1 2 地先まで
1 2 2 6	井堀 1 6 号線	小倉北区井堀三丁目 7 番 1 地先から 小倉北区井堀三丁目 1 3 番 8 地先まで
1 2 2 7	井堀 1 7 号線	小倉北区井堀三丁目 5 番 1 1 地先から 小倉北区井堀三丁目 4 番 1 3 地先まで
1 2 3 1	井堀 2 1 号線	小倉北区井堀一丁目 2 0 2 番 1 地先から 小倉北区井堀四丁目 1 1 番 5 地先まで
1 2 5 2	井堀 4 2 号線	小倉北区井堀二丁目 2 番 1 地先から 小倉北区井堀二丁目 1 3 番 1 地先まで
1 2 5 3	井堀 4 3 号線	小倉北区井堀二丁目 1 1 番 1 地先から 小倉北区井堀二丁目 1 3 番 1 1 地先まで
1 2 5 5	井堀 4 5 号線	小倉北区井堀二丁目 3 番 4 地先から 小倉北区井堀二丁目 4 番 6 地先まで
1 2 5 7	井堀 4 7 号線	小倉北区井堀二丁目 4 番 2 地先から 小倉北区井堀二丁目 7 番 1 4 地先まで

1 2 5 8	井堀 4 8 号線	小倉北区井堀二丁目 2 番 4 地先から 小倉北区井堀二丁目 3 番 6 地先まで
1 2 5 9	井堀 4 9 号線	小倉北区井堀二丁目 1 番 3 1 地先から 小倉北区井堀二丁目 3 番 6 地先まで
1 2 7 8	板櫃町 8 号線	小倉北区板櫃町 3 番 2 地先から 小倉北区板櫃町 1 3 8 6 番 4 地先まで
1 9 9 7	皿山町 1 号線	小倉北区皿山町 2 5 7 1 番 4 地先から 小倉北区皿山町 1 9 4 6 番地先まで
2 0 6 5	下到津 1 0 号線	小倉北区下到津二丁目 2 番 1 地先から 小倉北区下到津三丁目 1 2 0 7 番 5 地先まで
2 0 8 6	下到津 3 1 号線	小倉北区下到津四丁目 3 4 番 2 地先から 小倉北区下到津四丁目 7 7 番 2 地先まで
2 0 9 1	下到津 3 6 号線	小倉北区下到津二丁目 4 番 1 地先から 小倉北区下到津二丁目 1 2 4 9 番 3 0 地先まで
2 0 9 2	下到津 3 7 号線	小倉北区下到津二丁目 3 番 1 地先から 小倉北区下到津二丁目 2 番 4 地先まで
2 0 9 7	下到津 4 2 号線	小倉北区下到津二丁目 1 2 番 1 地先から 小倉北区下到津二丁目 4 番 2 地先まで
2 3 3 2	白萩町 4 号線	小倉北区白萩町 4 番 5 地先から 小倉北区白萩町 1 番 3 地先まで
2 4 8 5	田町 7 号 線	小倉北区田町 1 番 2 0 地先から 小倉北区田町 1 0 1 番 8 地先まで
2 5 6 6	中井 3 号 線	小倉北区中井三丁目 7 番 1 6 地先から 小倉北区中井五丁目 1 8 番 5 地先まで
2 5 6 8	中井 5 号 線	小倉北区中井四丁目 1 0 番 8 地先から 小倉北区中井四丁目 1 9 番 1 地先まで
2 5 8 8	中井 2 5 号線	小倉北区中井五丁目 1 5 番 1 4 地先から 小倉北区中井五丁目 6 番 3 地先まで

2590	中井27 号線	小倉北区中井四丁目9番10地先から 小倉北区中井四丁目7番1地先まで
3070	井堀62 号線	小倉北区井堀一丁目201番2地先から 小倉北区井堀一丁目1318番6地先まで
3113	皿山町2 1号線	小倉北区皿山町83番地先から 小倉北区皿山町102番地先まで
535	湯川飛行 場線	小倉南区湯川五丁目863番5地先から 小倉南区中曽根東四丁目1864番1地先まで
707	曾根下曾 根1号線	小倉南区下曾根二丁目3833番地先から 小倉南区大字曾根3326番1地先まで
2168	下曾根2 0号線	小倉南区下曾根一丁目2348番8地先から 小倉南区下曾根一丁目2319番1地先まで
2169	下曾根2 1号線	小倉南区下曾根一丁目2325番2地先から 小倉南区下曾根一丁目2338番2地先まで
2449	曾根83 号線	小倉南区中曽根東四丁目1668番18地先から 小倉南区中曽根東三丁目1663番2地先まで
2453	曾根87 号線	小倉南区中曽根東二丁目1962番3地先から 小倉南区大字曾根1699番地先まで
2460	曾根94 号線	小倉南区大字曾根1876番地先から 小倉南区中曽根東四丁目1865番1地先まで
2461	曾根95 号線	小倉南区大字曾根1843番2地先から 小倉南区大字曾根1850番地先まで
2463	曾根97 号線	小倉南区大字曾根1857番地先から 小倉南区中曽根東四丁目1676番1地先まで
2498	曾根13 2号線	小倉南区大字曾根364番1地先から 小倉南区上曾根二丁目396番3地先まで
2637	田原1号 線	小倉南区田原二丁目171番1地先から 小倉南区田原二丁目30番1地先まで

2778	津田新町 5号線	小倉南区津田新町一丁目1004番5地先から 小倉南区津田新町一丁目1012番1地先まで
2792	津田新町 19号線	小倉南区津田新町一丁目1004番13地先から 小倉南区津田新町一丁目津田新町一丁目無名橋まで
2958	長尾21 号線	小倉南区長尾二丁目314番13地先から 小倉南区長尾二丁目318番21地先まで
4002	湯川25 号線	小倉南区湯川三丁目241番8地先から 小倉南区湯川二丁目114番8地先まで
4005	湯川28 号線	小倉南区湯川二丁目83番1地先から 小倉南区湯川二丁目115番26地先まで
4031	湯川新町 3号線	小倉南区湯川新町四丁目854番1地先から 小倉南区上葛原二丁目949番2地先まで
4091	湯川新町 63号線	小倉南区湯川新町四丁目902番13地先から 小倉南区湯川新町四丁目901番19地先まで
4092	湯川新町 64号線	小倉南区湯川新町四丁目903番16地先から 小倉南区湯川新町四丁目934番13地先まで
4677	南若園横 代北町1 号線	小倉南区南若園町219番1地先から 小倉南区横代北町二丁目896番3地先まで
5619	湯川60 号線	小倉南区湯川新町四丁目934番18地先から 小倉南区湯川新町四丁目934番19地先まで
5620	湯川61 号線	小倉南区湯川新町四丁目934番33地先から 小倉南区湯川新町四丁目934番34地先まで
5711	湯川62 号線	小倉南区湯川二丁目114番7地先から 小倉南区湯川二丁目114番1地先まで
5819	中曾根東 7号線	小倉南区中曾根新町1471番1地先から 小倉南区中曾根東四丁目1859番1地先まで

6045	曾根22 5号線	小倉南区曾根北町2937番7地先から 小倉南区中曾根東五丁目3754番1地先まで
6072	新曾根曾 根1号線	小倉南区新曾根4342番4地先から 小倉南区大字曾根4360番4地先まで
6078	中曾根東 14号線	小倉南区中曾根東四丁目1864番1地先から 小倉南区中曾根東四丁目1844番1地先まで
6149	津田新町 56号線	小倉南区津田新町二丁目938番38地先から 小倉南区津田新町二丁目945番9地先まで
6382	長尾61 号線	小倉南区長尾二丁目317番5地先から 小倉南区長尾二丁目317番15地先まで
728	藤ノ木1 号線	若松区藤ノ木二丁目1926番9地先から 若松区藤ノ木三丁目1500番3地先まで
2891	藤ノ木9 号線	若松区藤ノ木二丁目1926番9地先から 若松区藤ノ木二丁目822番3地先まで
2893	藤ノ木1 1号線	若松区赤島町1番15地先から 若松区藤ノ木二丁目1125番5地先まで
2894	藤ノ木1 2号線	若松区藤ノ木二丁目1927番10地先から 若松区藤ノ木二丁目1927番18地先まで
505	神山町花 尾町1号 線	八幡東区神山町1432番26地先から 八幡東区花尾町102番26地先まで
1057	祝町6号 線	八幡東区祝町二丁目1218番5地先から 八幡東区祝町二丁目1184番13地先まで
1521	西台良町 8号線	八幡東区西台良町131番6地先から 八幡東区西台良町132番9地先まで
2112	荒生田8 号線	八幡東区荒生田一丁目1202番5地先から 八幡東区荒生田一丁目1202番13地先まで
655	楠橋南楠	八幡西区楠橋南一丁目157番3地先から

	橋上方1号線	八幡西区楠橋東一丁目982番1地先まで
723	町上津役東上上津役1号線	八幡西区町上津役東一丁目1394番1地先から 八幡西区上上津役四丁目1061番1地先まで
732	楠橋11号線	八幡西区楠橋東二丁目975番1地先から 八幡西区大字楠橋747番1地先まで
766	馬場山楠橋1号線	八幡西区馬場山緑866番1地先から 八幡西区大字楠橋443番3地先まで
767	馬場山3号線	八幡西区茶屋の原一丁目277番3地先から 八幡西区馬場山緑865番3地先まで
2398	上上津役49号線	八幡西区上上津役四丁目1394番7地先から 八幡西区上上津役三丁目1394番1地先まで
2399	上上津役50号線	八幡西区上上津役三丁目1479番地先から 八幡西区上上津役三丁目1394番32地先まで
2642	楠橋40号線	八幡西区大字楠橋1465番1地先から 八幡西区楠橋東一丁目1152番4地先まで
2645	楠橋43号線	八幡西区大字楠橋1121番地先から 八幡西区楠橋東一丁目1152番4地先まで
2646	楠橋44号線	八幡西区楠橋東一丁目1152番4地先から 八幡西区楠橋東一丁目1156番4地先まで
2650	楠橋48号線	八幡西区大字楠橋1046番23地先から 八幡西区楠橋東一丁目1072番4地先まで
2652	楠橋50号線	八幡西区茶屋の原四丁目1030番12地先から 八幡西区大字楠橋1042番4地先まで
2659	楠橋57号線	八幡西区楠橋東一丁目899番1地先から 八幡西区楠橋東一丁目1023番6地先まで
2661	楠橋59号線	八幡西区楠橋東一丁目903番3地先から

	号線	八幡西区楠橋東一丁目 1 0 2 0 番 7 地先まで
2 6 6 3	楠橋 6 1 号線	八幡西区楠橋東一丁目 8 7 8 番 1 地先から 八幡西区楠橋東一丁目 1 0 2 0 番 8 地先まで
2 6 7 8	楠橋 7 6 号線	八幡西区楠橋南一丁目 1 8 3 番 1 5 地先から 八幡西区大字楠橋 1 9 5 番 2 地先まで
2 6 7 9	楠橋 7 7 号線	八幡西区楠橋南一丁目 1 8 0 番 1 3 地先から 八幡西区大字楠橋 1 7 9 番 5 地先まで
2 6 9 9	楠橋 9 7 号線	八幡西区大字楠橋 1 3 7 5 番地先から 八幡西区楠橋上方二丁目 1 3 9 2 番 4 地先まで
2 7 0 2	楠橋 1 0 0 号線	八幡西区楠橋上方二丁目 1 3 3 0 番 1 地先から 八幡西区楠橋上方二丁目 1 1 5 0 番 1 地先まで
2 7 0 4	楠橋 1 0 2 号線	八幡西区楠橋東二丁目 1 1 7 1 番 3 地先から 八幡西区大字楠橋 1 1 8 6 番地先まで
2 7 0 6	楠橋 1 0 4 号線	八幡西区楠橋東二丁目 1 1 7 1 番 3 地先から 八幡西区大字楠橋 6 4 7 番 1 地先まで
3 5 8 7	田町 2 2 号線	八幡西区田町二丁目 2 1 9 0 番 1 地先から 八幡西区田町二丁目 1 4 7 1 番 3 地先まで
4 3 4 5	馬場山東 2 3 号線	八幡西区馬場山東二丁目 4 4 1 番 1 地先から 八幡西区馬場山東二丁目 1 5 4 2 番 8 地先まで
4 3 5 0	馬場山東 2 8 号線	八幡西区馬場山東三丁目 4 4 5 番 9 地先から 八幡西区馬場山東三丁目 1 5 0 6 番 6 地先まで
4 3 5 1	馬場山東 2 9 号線	八幡西区馬場山東三丁目 4 4 5 番 9 地先から 八幡西区馬場山東三丁目 1 5 0 6 番 6 地先まで
4 4 0 8	馬場山 4 4 号線	八幡西区大字馬場山 8 5 6 番 2 地先から 八幡西区楠橋南一丁目 1 8 7 番 1 地先まで
4 4 1 0	馬場山 4 6 号線	八幡西区大字馬場山 8 3 4 番地先から 八幡西区大字馬場山 8 1 4 番地先まで
4 4 3 5	馬場山 7	八幡西区大字馬場山 1 3 8 3 番 1 3 地先から

	1号線	八幡西区茶屋の原四丁目1394番1地先まで
4439	馬場山7 5号線	八幡西区大字馬場山1154番30地先から 八幡西区馬場山緑881番14地先まで
4464	馬場山1 00号線	八幡西区大字馬場山872番4地先から 八幡西区馬場山緑880番5地先まで
4719	藤田16 号線	八幡西区藤田一丁目407番2地先から 八幡西区藤田二丁目215番4地先まで
4721	藤田18 号線	八幡西区藤田二丁目119番地先から 八幡西区藤田二丁目215番4地先まで
4728	藤田25 号線	八幡西区藤田三丁目汐入跨道橋から 八幡西区藤田三丁目126番地先まで
4729	藤田26 号線	八幡西区藤田二丁目218番3地先から 八幡西区藤田二丁目215番4地先まで
4743	藤田40 号線	八幡西区田町二丁目2190番1地先から 八幡西区田町二丁目2055番1地先まで
4744	藤田41 号線	八幡西区黒崎城石2330番22地先から 八幡西区黒崎城石2282番2地先まで
4745	藤田42 号線	八幡西区大字藤田2292番12地先から 八幡西区大字藤田2303番7地先まで
4799	舟町2号 線	八幡西区舟町2番6地先から 八幡西区舟町4番1地先まで
4805	舟町8号 線	八幡西区舟町2216番2地先から 八幡西区舟町2226番地先まで
5069	本城東4 5号線	八幡西区本城東五丁目479番2地先から 八幡西区本城東五丁目468番地先まで
5071	本城東4 7号線	八幡西区本城東五丁目472番1地先から 八幡西区本城東五丁目470番地先まで
5856	馬場山東	八幡西区馬場山東二丁目487番4地先から

	50号線	八幡西区馬場山東二丁目473番3地先まで
6557	黒崎城石 1号線	八幡西区黒崎城石2282番2地先から 八幡西区黒崎城石2280番1地先まで
6564	熊手田町 1号線	八幡西区大字熊手469番3地先から 八幡西区田町一丁目27番1地先まで
7018	上上津役 151号 線	八幡西区上上津役三丁目1394番28地先から 八幡西区上上津役三丁目1394番33地先まで
7089	楠橋東2 号線	八幡西区楠橋東一丁目1026番1地先から 八幡西区楠橋東一丁目1024番1地先まで
7091	楠橋南4 号線	八幡西区楠橋南一丁目179番24地先から 八幡西区楠橋南一丁目179番8地先まで
7092	馬場山緑 7号線	八幡西区馬場山緑812番10地先から 八幡西区馬場山緑812番17地先まで
7093	馬場山緑 8号線	八幡西区馬場山緑866番6地先から 八幡西区馬場山緑881番9地先まで

北九州市告示第 334 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 3 年 9 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字熊手 2465 番 1 の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市告示第 335 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号及び第 115 条の 10 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 9 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 5058 80	ヘルパーステーション p a n d a	北九州市小倉南区下城野二丁目 5 番 11 号	合同会社 L M N	令和 3 年 9 月 1 日
4070 7080 13	ヘルパーステーション山桃	北九州市八幡西区高江二丁目 3 番 5 号	株式会社リーベ介護サービス	令和 3 年 9 月 1 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6908 29	訪問看護 L L C	北九州市八幡西区則松六丁目 3 番 28 号	看護のための合同会社	令和 3 年 9 月 1 日
4066 6908 37	訪問看護ステーションなでしこ	北九州市八幡東区宮の町一丁目 2 番 20 号	株式会社きんもくせい	令和 3 年 9 月 1 日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 3014 05	ライフラボ戸畑	北九州市戸畑区中原西三丁目 3 番 36 号	株式会社ホットウィル	令和 3 年 9 月 1 日
4070 5058 98	デイサービスいこいの里曾根こすもす	北九州市小倉南区曾根北町 2 番 6 号	株式会社ウキシロホールディングス	令和 3 年 9 月 1 日
4070 5059 06	デイサービスいこいの里曾根もみじ	北九州市小倉南区曾根北町 2 番 6 号	株式会社ウキシロホールディングス	令和 3 年 9 月 1 日

4 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070	ライフシンフォ	北九州市戸畑区	ライフシンフ	令和 3 年 9

3013 97	ニア	中原西二丁目1 7番5号	オニア株式会 社	月1日
------------	----	-----------------	-------------	-----

北九州市告示第 336 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 3 年 9 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 4008 01	恵友会ヘルパー ステーション	北九州市小倉北 区霧ヶ丘三丁目 9番20号	医療法人社団 恵友会	令和3年8 月31日
4070 7026 36	華里おひさま園 ヘルパーステー ション	北九州市八幡西 区引野二丁目1 2番46号	医療法人権頭 クリニック	令和3年8 月31日
4070 7078 90	ヘルパーステー ションまほろば	北九州市八幡西 区野面一丁目8 番1号	株式会社まほ ろば	令和3年8 月31日

2 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 3012 31	エスパレス一 枝デイサービス センター	北九州市戸畑区 一枝二丁目3番 20号	第一ケアサー ビス株式会社	令和3年8 月31日
4070 3012 80	デイサービス ぶるま	北九州市戸畑区 中本町3番10 号	株式会社 B i l l s	令和3年8 月31日
4070 5056 74	デイサービスセ ンターいこいの 里曾根式番館	北九州市小倉南 区曾根北町2番 6号	株式会社ウキ シロホールデ ィングス	令和3年8 月31日

北九州市告示第 337 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 9 月 17 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 3 年 12 月 29 日から令和 4 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
門司区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 3 年 8 月 3 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	23 台	令和 3 年 8 月 25 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番

J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 3 年 8 月 1 9 日	青葉自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 3 年 8 月 2 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和 3 年 8 月 1 2 日	
	1 台	令和 3 年 8 月 1 8 日	
	2 台	令和 3 年 8 月 1 9 日	
	1 台	令和 3 年 8 月 2 4 日	
	1 8 台	令和 3 年 8 月 2 5 日	
	2 台	令和 3 年 8 月 3 1 日	
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 3 年 8 月 1 3 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
小倉南区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 3 年 8 月 2 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	3 台	令和 3 年 8 月 3 日	
	2 台	令和 3 年 8 月 6 日	
	3 台	令和 3 年 8 月 1 7 日	
	3 台	令和 3 年 8 月 1 8 日	
	2 台	令和 3 年 8 月 2 3 日	
	3 台	令和 3 年 8 月 2 6 日	
	2 台	令和 3 年 8	

		月 30 日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和 3 年 8 月 5 日	北九州市若松区響南町 8 番
若松区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 8 月 25 日	小石自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 8 月 2 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 3 年 8 月 17 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和 3 年 8 月 26 日	長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和 3 年 8 月 11 日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	2 台	令和 3 年 8 月 6 日	北九州市八幡西区大字藤田 2 3 1 9 番 6 藤田自転車保管所
	1 台	令和 3 年 8 月 18 日	
	4 台	令和 3 年 8 月 23 日	
	2 台	令和 3 年 8 月 27 日	
J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和 3 年 8 月 23 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番
戸畑区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 3 年 8 月 2 日	三六自転車保管所
	1 台	令和 3 年 8 月 5 日	
	1 台	令和 3 年 8 月 10 日	
	1 台	令和 3 年 8 月 16 日	
	1 台	令和 3 年 8 月 17 日	

北九州市公告第676号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市立学校屋内運動場バスケットゴール更新業務（その7若松区）
- (2) 業務の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿に記載されている等級がA又はBであること。
- (4) 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
- (5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課
 - イ 日時 この公告の日から令和3年10月12日まで（日曜日、土曜日

及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年9月27日までに競争参加資格確認申請書を北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により令和3年10月11日正午までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎東棟8階801会議室

イ 日時 令和3年10月12日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市公告第677号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年9月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市立学校屋内運動場バスケットゴール更新業務（その8小倉北区（小学校））
- (2) 業務の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市が指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 有資格業者名簿に記載されている等級がA又はBであること。
- (4) 有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
- (5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課
 - イ 日時 この公告の日から令和3年10月12日まで（日曜日、土曜日

及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年9月27日までに競争参加資格確認申請書を北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により令和3年10月11日正午までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎東棟8階801会議室

イ 日時 令和3年10月12日午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2361

北九州市公告第678号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月17日

北九州市長 北橋健治

1 調達内容	購入品目及び数量	防火衣（安全帯付）他2品 一式
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	令和4年2月28日
	納入場所	市が指定する場所
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	令和元年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和3年9月30日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和3年10月8日から同月14日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月15日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年10月15日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難い場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	

注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。

北九州市公告第 6 7 9 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 9 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

北九州市上下水道局公告第 1 1 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 6 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 9 月 1 7 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 特定役務の名称及び数量
水道施設台帳システム構築業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局水道部浄水課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 3 年 7 月 2 9 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ジオクラフト
北九州市小倉北区大手町 3 番 1 号
- 5 契約金額
1 億 1 , 8 8 0 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
政令第 1 1 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市上下水道局公告第 1 1 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 6 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 1 2 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 9 月 1 7 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 特定役務の名称及び数量
上下水道料金システム大規模改修業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局総務経営部営業課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 3 年 8 月 3 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目 3 番 1 5 号
- 5 契約金額
1 億 8, 5 9 6 万 5 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 1 1 条第 1 項第 1 号に該当するため